

吸収分割に関する事後開示書面

2026年4月1日

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
三菱地所株式会社
執行役社長 中 島 篤

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
大手町ビル1階
株式会社 HOMETACT
代表取締役 橘 嘉 宏

三菱地所株式会社(以下「三菱地所」といいます。)及び株式会社 HOMETACT(以下「HOMETACT」といいます。)は、2026年2月20日付で吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結し、2026年4月1日を効力発生日として、三菱地所を吸収分割株式会社、HOMETACTを吸収分割承継株式会社とする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を実施いたしました。

本件吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)
2026年4月1日
2. 三菱地所における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)
 - (1) 会社法第784条の2(差止請求)の規定による請求に係る手続の経過
三菱地所は、会社法第784条第2項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収分割を行ったため、会社法第784条の2の規定による本件吸収分割の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条(株式買取請求)の規定による手続の経過
三菱地所は、会社法第784条第2項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収分割を行ったため、会社法第785条の規定による手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
三菱地所は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続について、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
三菱地所は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 2 月 24 日付で官報及び電子公告により公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はおりませんでした。
3. HOMETACT における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定による本件吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
HOMETACT は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2026 年 3 月 10 日付で株主に対する通知を行いました。が、会社法第 797 条の規定による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
HOMETACT は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2026 年 2 月 24 日付で官報により公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、HOMETACT においては、知っている債権者はいなかったため、会社法第 799 条第 2 項の規定による催告は行っておりません。
4. 本件吸収分割により HOMETACT が三菱地所から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
- HOMETACT は、本件吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日付で、三菱地所から、スマートホームサービスの開発、提供等に関する事業（以下「本事業」といいます。）に係る資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務のうち本吸収分割契約において定めるものを承継いたしました。三菱地所から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 714 百万円（概算値）、0 百万円（概算値）であります。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2026 年 4 月 15 日（予定）
6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
- (1) 三菱地所は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収分割を行いました。

- (2) HOMETACT は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2026 年 2 月 24 日付で、本吸収分割契約について株主総会の承認を得ております。
- (3) 本件吸収分割に際して、HOMETACT は、2026 年 3 月 31 日時点の本事業に係る資産の帳簿価額から同日時点の本事業に係る負債の帳簿価額を控除した額を 100,000 で除した数（小数点以下切上げ）の普通株式を発行し、その全てを分割対価として三菱地所に割り当て交付いたしました。本件吸収分割に際して交付される株式の数については、三菱地所が HOMETACT の完全親会社であること等を勘案して、三菱地所及び HOMETACT の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。
- (4) 本件吸収分割により変動する HOMETACT の資本金及び準備金の額については、本件吸収分割により HOMETACT が三菱地所から承継する資産及び負債等の諸事情を総合的に考慮した上で会社計算規則に基づき決定される金額であり、相当であると判断しております。

以上